

6月25日（月曜日）午前9時30分開議

議事日程（第1日）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 行政報告
- 第5 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて(北方町税条例の一部を改正する条例)
(町長提出)
- 第6 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（中部圏都市開発区域の指定に伴う北方町固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例）
(町長提出)
- 第7 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（北方町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
(町長提出)
- 第8 議案第20号 平成24年度北方町一般会計補正予算（第1号）を定めるについて
(町長提出)
- 第9 議案第21号 平成24年度北方町下水道事業特別会計補正予算（第1号）を定めるについて
(町長提出)
- 第10 協議第5号 もとす広域連合規約の変更について
(町長提出)
- 第11 子供の医療費無料化の拡大を求める請願書に対する紹介の取消しについて

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第11まで

出席議員 (10名)

1番	杉本真由美	2番	安藤哲雄
3番	安藤巖	4番	鈴木浩之
5番	安藤浩孝	6番	伊藤経雄
7番	立川良一	8番	戸部哲哉
9番	井野勝己	10番	日比玲子

欠席議員 (なし)

説明のため出席した者の職氏名

町長	室戸英夫	副町長	野崎眞司
教育長	宮川浩兵	総務課長	村木俊文

都市環境農政課 技術調整監	坂口雅紀	住民保険課長	豊田晃
上下水道課長	山田忠義	福祉健康課長	北村孝則
収納課長	西口清敏	教育課長	渡辺雅尚
都市環境農政課長	奥村英人	税務課長	林賢二
会計室長	山中真澄		

職務のため出席した事務局職員の氏名

議会議務局長代理	川瀬豊	議会書記	木野村幸子
議会書記	宮崎資啓		

○議長（戸部哲哉君） それでは、皆さん、おはようございます。

どうもテレビのほうでは、消費税と社会保障の一体改革ということで、あしたあたりにどうも決まるような方向で進んでおるようでございますけれども、どうも景気対策という部分が置き去りにされておるような気がしてならないわけでございます。あしたの国会いかんでは、政局のほうも混乱をするのではないかなと、そんなふうに変な危惧をしておるところでございますけど、議員の皆さんにおかれましては、全員の御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

ただいまの出席議員数は10人で、定足数に達しておりますので、ただいまから平成24年第2回北方町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（戸部哲哉君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第112条の規定により、議長において9番 井野勝巳君及び10番 日比玲子君を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（戸部哲哉君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月28日までの4日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から6月28日までの4日間に決定しました。

日程第3 諸般の報告

○議長（戸部哲哉君） 日程第3、諸般の報告を行います。

事務局から例月出納検査の結果などの報告をさせます。

○議会事務局長代理（川瀬 豊君） 3月定例会以後の報告をさせていただきます。

3月21日、4月18日、5月17日、5月22日及び6月21日に、現金出納全般について出納検査が行われました。一般会計、国民健康保険特別会計、下水道事業特別会計、後期高齢者医療特別会計、上水道事業会計、組合会計、委託会計、各基金及び歳入歳出外現金とも、計数上の誤りはないものと認められた旨の報告がありました。

次に、定期監査の結果についてであります。

5月1日、総務課所管に係る事務事業について、6月6日、福祉健康課、教育委員会所管に係る事務事業について、予算の執行及び財産管理等の事務が法令などに従い適正かつ効率的に実施されているか、また工事に係る記録や報告等は整備され、適正に行われているかなどを主眼として監査が行われました。監査の結果、対象事項について、関係書類等の提出及び担当者の説明を求め、監査した結果、おおむね適正に行われているものと認められた旨の報告がありました。

次に、岐阜県町村議会議長会についてであります。

6月1日、臨時総会及び第1回評議員会がふれあい福寿会館で開催されました。

初めに、役員、会長1名、副会長1名、幹事2名の補欠選任が行われ、会長には輪之内町議長の北島登氏が選任されました。任期は平成25年5月31日までです。引き続き、平成24年度の行事等について協議が行われました。また、5月29日、30日に第37回町村議会議長・副議長研修会が東京メルパルクホールで開催され、戸部哲哉議長、安藤浩孝副議長が出席されました。

次に、本巣消防事務組合についてであります。

5月28日、平成24年第2回本巣消防事務組合議会臨時会が開催されました。

議案第6号 監査委員の選任の同意を求めるについてであります。北方町の野崎眞司氏が監査委員に選任同意されました。

議案第7号 工事請負契約についてであります。契約の目的は、消防救急デジタル無線施設整備工事の請負契約についてであります。契約の方法は随意契約、契約金額は2億4,948万円で、同日可決されました。

議案第8号 売買契約についてであります。契約の目的は、災害対応特殊救急自動車・高度救命処置用資機材の購入に関し、契約の方法は指名競争入札、契約金額は3,129万円で、同日可決されました。

次に、配付物の関係であります。

新たな「人権侵害救済機関」を設置する法案の国会提出に反対する請願、大飯原発再稼働反対要望書、消費税増税に頼らず社会保障と財政の立て直しを求める請願、それぞれの写しを配付しておきました。

以上で報告を終わります。

○議長（戸部哲哉君） ただいま報告がありました中で、議会運営委員会で決まりました、新たな「人権侵害救済機関」を設置する法案の国会提出に反対する請願、消費税増税に頼らず社会保障と財政の立て直しを求める請願、「社会保障と税の一体改革」に関する意見書は、総務教育常任委員会に審査を付託したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） 異議なしと認めます。したがって、新たな「人権侵害救済機関」を設置する法案の国会提出に反対する請願、消費税増税に頼らず社会保障と財政の立て直しを求める請願、

「社会保障と税の一体改革」に関する意見書は、総務教育常任委員会に審査を付託することに決定しました。

これで諸般の報告を終わります。

日程第4 行政報告

○議長（戸部哲哉君） 日程第4、行政報告を求めます。

町長。

○町長（室戸英夫君） それでは、命によりまして、私のほうから行政報告を2点させていただきたいと思います。

まず過ぐる3月の議会におきまして、平成23年度の北方町一般会計補正予算（第5号）において議決をいただきました繰越明許費についてでございます。地方自治法第213条及び地方自治法施行令第146条第2項の規定によって報告をさせていただくものでございます。

その子細につきましては、お手元に印刷配付をさせていただいた計算書のとおりでございます。よろしく願いをいたします。

もう1点は、岐阜地域肢体不自由児母子通園施設組合議会の定例会の報告をさせていただきたいと思います。

平成24年第1回の定例会が、過ぐる3月28日午後2時から、岐阜市役所の低層部の4階におきまして開催をされたものでございます。

まず議案第1号として、平成24年度岐阜地域児童発達支援センター組合議会一般会計予算についてであります。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,503万6,000円と定めるものでございまして、一時借入金の借入限度額は3,000万円とするものでございます。

まず、歳入の内訳でございますが、分担金及び負担金が8,405万7,000円、使用料及び手数料が143万3,000円、財産収入が3万1,000円、繰越金が370万円、諸収入が3,581万5,000円でございます。

これに対する歳出の内訳が、議会費が38万3,000円、総務費が2,414万2,000円、民生費が9,701万1,000円、予備費として350万円という内容でございます。

議案第2号 岐阜地域肢体不自由児母子通園施設組合議会定例会条例の一部を改正する条例を制定するについて、同じく議案第3号 岐阜地域肢体不自由児母子通園施設組合特別職の職員の給料に関する条例の一部を改正する条例制定について、同じく第4号 岐阜地域肢体不自由児母子通園施設組合議会議員等の報酬並びに費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について、同じく第5号 岐阜地域肢体不自由児母子通園施設組合において岐阜市の条例を準用する条例の一部を改正する条例制定について、同じく第6号 岐阜地域肢体不自由児母子通園施設組合監査委員条例の一部を改正する条例制定について、同じく第7号 岐阜地域肢体不自由児母子通園施設組合一般職の職員の定数条例の一部を改正する条例制定について、議案第8号 岐阜地域肢体不自由児母子通園施設条例の一部を改正する条例制定についての8議案につきましては、い

ずれも児童福祉法の改正に、従来の肢体不自由児通園施設から医療型児童発達支援センターに名称の変更が行われたことによりまして、字句の変更や法律の条項の変更が行われたものでございます。

議案第9号 監査委員の選任同意についてでございます。任期満了により、新しく選任された委員に議会動議をさせたものでございます。

新しく監査委員に選出をされましたのは後藤弥市氏、昭和22年8月1日生まれで、住所は岐阜市鏡島西三丁目4番6号にお住まいでございます。経歴は、元岐阜市職員ということになっております。

いずれの議案も、提案どおり決定または同意をされたところでございます。

以上で報告を終わらせていただきます。

○議長（戸部哲哉君） 次に、北方町施設管理公社の報告を求めます。

副町長。

○副町長（野崎眞司君） それでは、私から、報告第2号及び第3号の北方町施設管理公社の予算、決算等について、報告をさせていただきます。

まず、報告第2号の平成24年度北方町施設管理公社の事業計画並びに収支予算についてでございますが、事業計画につきましては、従来と同様でございます。県より管理業務の委託を受けております県営北方住宅ハイタウンS 1棟から4棟まで、またA 1棟、2棟、4棟の住宅施設の管理業務、これにあわせて北方町より委託を受けております北方町広域働く婦人の家・宮東ふれあいセンター、勤労青少年ホーム、高齢者ふれあい健康センターの管理委託業務となっております。

特に、県営北方住宅の管理につきましては、ハイタウンS 1棟から4棟までの430戸、それとA 1、2、4棟の212戸、合わせまして合計642戸の入退居事務並びに建物等施設の維持管理業務が主なものとなっております。

これらの管理業務に伴う、平成24年度の施設管理公社の一般会計収支予算額でございますが、前年度予算6,141万4,000円に対しまして1,278万2,000円の増となります7,419万6,000円となっております。その増となった主な要因でございますが、県営北方住宅の駐車場の増設、これと設備の老朽化に伴い、レンジフード、給湯機等の設備の修繕が増となった主な要因でございます。

次に、県営北方住宅駐車場管理特別会計の平成24年度収支予算額でございますが、駐車場使用料金の徴収業務を平成21年度から県が直接、家賃と合わせて徴収することになりましたので、今年度、24年度におきましても過年度分の駐車料金の徴収業務のみを行うことになっております。予算総額としましては、収入支出ともに363万3,000円を計上しております。

以上が、北方町施設管理公社の平成24年度事業計画及び収支予算の内容であります。

なお、これらにつきましては、平成24年3月26日の施設管理公社の理事会の場で原案のとおり承認を賜っております。

また、旧県営北方住宅については、皆様御承知のとおり、既に解体工事が終了し、現在は更地の状態となっております。そのうち、北側の用地につきましては、今年度、町が県より買収し、

今後、公園整備を予定していく予定になっております。また、南側の用地につきましては、県からは町の意向も考慮し、今後の土地活用について検討すると、このようにお聞きしております。また、今年度につきましては、9月から10月にかけて開催されます清流国体の関係者の駐車場として利用されると聞いております。

続きまして、報告第3号の平成23年度北方町施設管理公社の決算等について報告をさせていただきます。

決算額は、収入支出ともに5,634万5,028円でありました。このうち、県営北方住宅の管理費に係る決算額は、4,835万9,767円となっております。また、公社の固定資産は基本財産の500万円と、その他の固定資産であります車両及び備品等の9万5,750円となりまして、正味財産は509万5,750円となっております。

また、県営北方住宅駐車場管理特別会計の決算等につきましては、業務が平成20年度までの未納付金の徴収業務のみとなっております。対象となる未納者は10名、未納付金は9万1,800円でありました。これについては、文書による督促を行ってまいりましたが、結果的には徴収金額はゼロでございました。また、県営北方住宅駐車場管理組合から、解散時残余金に伴う224万6,364円の寄附金がありました。よって、決算額は次年度への繰越金と預金利息、そして寄附金と合わせて354万512円、支出額はゼロとなっております。

なお、これらの平成23年度の決算につきましても、5月23日の理事会の場で原案のとおり承認を賜っております。

以上、報告いたしましたこれらの関係書類につきましては、お手元に配付してございますので、お目通しをいただきますようお願い申し上げます。報告を終わらせていただきます。

○議長（戸部哲哉君） これで行政報告を終わります。

日程第5 承認第1号から日程第10 協議第5号まで

○議長（戸部哲哉君） 日程第5、承認第1号から日程第10、協議第5号までを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（室戸英夫君） それでは、提案理由の説明を順次させていただきたいと存じます。

まず承認第1号でございます。専決処分の承認を求めることについてでございます。

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律が平成24年3月31日に公布されたことによりまして、北方町税条例の一部を改正する条例制定が必要となりましたが、施行日が平成24年4月1日からとされておりますので、したがって、議会を招集するいとまがございませんので、地方自治法第179条第1項によって専決処分をさせていただきましたので、議会の承認を求めるものでございます。

承認第2号、同じく専決処分の承認を求めることについてであります。

中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律施行令の一部を改正

する政令が平成24年3月30日に公布されたことによって、中部圏都市開発区域の指定に伴う北方町固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例制定が必要になりましたけれども、施行日が平成24年4月1日からとされておりますので、したがって、議会を招集するいとまがございませんでしたので、地方自治法第179条第1項によって専決処分とさせていただきましたので、議会の承認を求めるものでございます。

同じく承認第3号も、専決処分の承認を求めることについてでございます。

地方税法の一部を改正する法律及び地方税法施行令の一部を改正する政令公布に伴い、北方町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定が必要となりましたが、これも施行日が平成24年4月1日からとされておりまして、議会を招集するいとまがありませんでしたので、地方自治法第179条第1項によって専決処分をさせていただきましたので、議会の承認を求めるものでございます。

続いて、議案第20号 平成24年度北方町一般会計補正予算（第1号）を定めるについてであります。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,715万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ56億9,715万6,000円とするものでございます。

歳出の補正額は、総務費で310万8,000円、衛生費で1,126万4,000円、労働費で700万円、土木費が180万円、消防費が116万1,000円、教育費が282万3,000円でございます。

対する歳入額につきましては、県の補助金から30万円、繰越金として2,554万5,000円、雑入が131万1,000円で、それぞれ総額2,715万6,000円を補正しようとするものでございます。

議案第21号 平成24年度北方町下水道事業特別会計補正予算（第1号）を定めるについてでございます。

歳入歳出の予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,000万を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億4,828万2,000円とするものでございます。

予算の内容につきましては、緊急雇用創出特別対策事業として1,000万円を県補助金から受け入れまして、同額を下水道台帳作成のために業務委託にするものでございます。

次に、協議第5号 もとす広域連合規約の変更についてでございます。

住民基本台帳法の一部改正により、もとす広域連合規約が改正されましたので、地方自治法第291条の3第3項及び同法291条11の規定によって、関係地方公共団体としての本議会の議決をお願いするものであります。

十分な御審議をいただきまして、適切な御決定をいただきますようお願いをして、終わらせていただきます。

○議長（戸部哲哉君） 提案理由の説明が終わりました。

これらの案件については、本日はこれまでとし、休会中に議案調査を行うことにします。

日程第11 子供の医療費無料化の拡大を求める請願書に対する紹介の取消しについて

○議長（戸部哲哉君） 日程第11、子供の医療費無料化の拡大を求める請願書に対する紹介の取消しについてを議題にします。

安藤巖君から、子供の医療費無料化の拡大を求める請願書の紹介者となりましたが、継続協議に入り、趣旨の方向から当初の思いと違いが生じてきましたので、紹介を取り消したいとの申し出があります。

お諮りします。本件は、申し出のとおり許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） 異議なしと認めます。したがって、子供の医療費無料化の拡大を求める請願書に対する安藤巖君の紹介の取り消しを許可することに決定しました。

お諮りします。議案調査のため、明26日から27日の2日間を休会とし、本日はこれで散会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） 異議なしと認めます。したがって、明26日から27日の2日間を休会することとし、本日はこれで散会することに決定しました。

第2日は28日午前9時30分から本会議を開くことにします。

本日はこれで散会します。

散会 午前10時45分

会議の経過を記載してその相違のないことを証するためここに署名する。

平成24年6月25日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員